

流山市手数料条例の一部を改正する条例（案）

流山市手数料条例（平成12年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中印鑑に関する証明書の交付の項の次に次のように加える。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第3項に規定する通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）		1 件 に つ き	5 0 0 円
--	--	--------------	---------

別表中住民基本台帳カードの交付（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の19第1項に規定する有効期間内の交付を含む。）又は再交付の項を次のように改める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項に規定する個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）		1 件 に つ き	8 0 0 円
---	--	--------------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表中住民基本台帳カードの交付（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の19第1項に規定する有効期間内の交付を含む。）又は再交付の項の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。